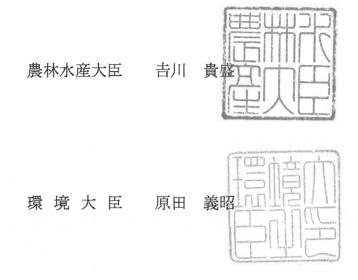
3 0 消安第 5 9 8 3 号 環水大土発第 1903132 号 平成 3 1 年 3 月 1 3 日

農業資材審議会長 茶 園 成 樹 殿



農薬を使用する者が遵守すべき基準の変更に係る意見聴取について (諮問)

農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号)第2条の規定の施行に伴い、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)の一部を別紙のとおり改めることについて、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第39条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺う。

## 平成31年3月18日時点

い。  (表示事項の遵守)  (表示事項の遵守)	大 (略)	○ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成十五年環
なければならない。	大 (略) (農薬使用者の責務) (農薬使用者の責務) (農薬使用者の責務) (農薬使用者の責務) (農薬使用者の責務)	現行(傍線部分は改正部分)(一般のでは、一般ので